

医療費控除の申告には、明細書の作成が必要です

医療費控除を受ける場合は、必ず、事前に明細書を作成したうえで申告会場にお越しください。(領収書は自宅で5年間保存する必要があります。)

※医療費控除の明細書が無い場合、申告をすることはできません。

※医療費通知(健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」など)を添付すると、明細の記入を省略できます。

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料に関する 納付済額通知書のお知らせ

令和7年中に支払った国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料は、社会保険料控除の対象になります。

普通徴収の方(納付書・口座振替の方)

1月下旬に「納付済額通知書」を発送します。

特別徴収の方(年金からの天引きの方)

年金保険者(厚生労働省など)から「令和7年分公的年金等の源泉徴収票」が送付されます。(遺族年金、障がい年金からの天引きの方は送付されませんので、各担当課へお問い合わせください。)

問い合わせ

◇国民健康保険税:国保年金課 国保賦課担当 ☎84-0661

◇後期高齢者医療保険料:国保年金課 医療福祉担当 ☎84-0652

◇介護保険料:高齢介護課 介護保険担当 ☎84-0649

◇納付済額通知書:収納課 収納担当 ☎84-0624

税理士による無料税務相談

日 時 2月17日(火)~20日(金) 9時30分~12時、13時~16時

※混雑状況により受付終了が早まる場合があります。

会 場 東海市立商工センター(東海市中央町)、大府市役所(大府市中央町)

「住宅借入金等特別控除」申告説明会

説明会では、申告書の作成および提出ができます。

日 時 2月10日(火)、12日(木)、13日(金)

9時~17時(最終受付16時まで)

※9時から10時の間は、確定申告会場への入口は1階アクトス夜間出入口のみと

なりますのでご注意ください。

会 場 パワードーム半田3階(半田市乙川吉野町9)

申込方法 入場整理券が必要です。

国税庁公式LINEによる事前予約または会場での当日配付になります。



▲住宅ローン控除を受ける方へ(国税庁)



▲国税庁公式LINE

国民健康保険に加入している世帯の方は、所得の申告が必要な方がいます

ページ番号 1001807 【問い合わせ】国保年金課 ☎84-0661



国民健康保険税は前年の所得をもとに決定しています。そのため、国民健康保険に加入している方や国民健康保険に加入している方がいる世帯の世帯主の方(国保加入の有無問わず)は、所得等が0円であったり、非課税収入(遺族年金・障がい年金など)のみの場合も適正な課税のため、毎年必ず所得の申告をしてください。

なお、収入が給与および公的年金のみの方は、支払元から報告書が市に提出されるため、申告の必要はありません。また、家族等の税法上の扶養親族となっている方も申告の必要はありません。